

運営規則

平成 25 年 3 月 1 日制定・施行

平成 25 年 7 月 7 日改正

平成 26 年 7 月 13 日改正

平成 26 年 10 月 5 日改正

平成 28 年 3 月 20 日改正

平成 28 年 7 月 10 日改正

平成 29 年 7 月 9 日改正

平成 29 年 10 月 15 日改正

平成 30 年 10 月 14 日改正

令和元年 7 月 7 日改正

令和 2 年 4 月 5 日改正

令和 3 年 5 月 6 日改正

令和 4 年 4 月 3 日改正

令和 4 年 10 月 9 日改正

令和 8 年 1 月 11 日改正

第1章 総則

(目的) 第1条

この規則は一般社団法人日本画府（以下当法人と呼ぶ）の定款に基づき、定款及び定款附属規定としての会員・会費制度ならびに事務処理規則及び会計処理規則を補完し、適正な実務運営を図るための基とするものである。

第2章 組織

(会員及び組織) 第2条 (別表を参照)

(1) 会員の構成

1) 当法人の会員は、絵画・彫塑・工芸・写真の分野で研究と創作に精励するとして入会を認められ、総会での議決権を有する正会員と、当法人の事業に賛同・後援する目的で入会した特別会員で構成される。

2) 正会員はさらに職能別に以下の資格に区分される。

1. 理事 2. 参事 3. 委員 4. 会員 5. 準会員

理事は参事の中から、参事は委員の中から、委員は会員の中から、また会員は準会員の中から理事会の承認を得て選任される。

特に功績の認められる者は、理事会の承認を得て、上記の順を飛び越して選任される場合がある。

3) 理事の選任は、理事会において提案、承認されたのち、定期総会の決議を経て正式に承認される。ただし名刺や各種出版物への掲載においては、理事会において承認されたのち、上記の正式承認に先立って理事の資格を使用することが出来る。

4) 正会員の内から当法人に特に功績のあった者を、理事会の議決を経、かつ総会の同意を得て名誉会員に推挙することができる。名誉会員の中に特に名誉理事長の称号を設け、長年に渡って理事長を務め特に功績のあった者にこの称号を贈ることができる。

5) 理事と同等の資格として参与を設ける。年齢等の制約で理事会への出席が困難となった理事、あるいは理事に推挙するのが相当と考えられる参事の中で、年齢等の制約で理事会への出席が困難と思われる正会員を、理事会の承認により参与へ選任する。参与は理事会への出席は認められないが、会費、待遇等は理事と同等とする。各部において理事会の承認で顧問を選任することができる。

6) 理事の内から理事会の承認を得て専務理事を選任することができる。

専務理事の会費については別表に定め、待遇は理事と同等とする。

(2) 組織の構成

1) 当法人の活動の推進を図るため、日本画部、水墨画部、洋画部、彫塑部、工芸部、写真部、国際先端表現部の7専門部を置く。

特別会員を除く当法人会員は、7専門部の何れか一つの部に所属するものとする。

- 2) 当法人の運営体制として本部を置く。本部の総括は事務総長とする。必要に応じて本部の中に部を置くことができ、その増設・廃止は理事会の議決による。
- 3) 地域毎の活動推進を図るため、当該地域在住の当法人正会員により運営される支部を置くことができる。支部の増設・廃止は理事会の議決による。

(運営機関と役員体制) 第3条

(1) 組織決定機関

- 1) 定款の定めにより、当法人の組織決定機関として全正会員により構成される総会と、総会において選任された理事により構成される理事会を設置する。
- 2) 定例の総会は定款の定めに従い毎年4月に開催され、主として以下の事項を決議する。
 - ・理事及び監事の選任又は解任
 - ・計算書類の承認
 - ・定款の変更
 - ・会員の除名

正会員は総会への出席が求められるが、やむを得ず欠席の場合は所定書式の委任状を提出することにより代理出席が認められる。

- 3) 定例理事会は別表に示すとおり毎事業年度に定期的に開催し、それぞれの議案の審議・決定を行う。

理事会への出席者は全理事と監事及び参考人として指名された特定業務担当者とし、理事の代理出席は認められない。

理事会の決議には特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席が必要であり、これが満たされない場合は、特別の利害関係を有する理事を除く理事全員の、書面又は電磁的記録による同意表示によって決議を行うことができる。

- 4) 理事長が必要と認めた場合、又は理事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、理事長は臨時理事会を招集しなければならない。臨時理事会が開催困難な時は書面審議を可とし、理事全員が同意し監事が異議を申し立てない場合、当該議案は理事会可決が得られたと見なす。

5) 懲戒等の人事的案件を審議するため、必要に応じて理事長代行、副理事長、専門部長、事務総長及び総務部長からなる人事委員会をおくことができる。人事委員会の審議は原則として非公開とすることができますが、その概要を理事会に報告しなければならない。

- 6) 特定の課題検討のため、理事会の下に期限を限定して諮問委員会をおくことができる。
- 7) 当法人の業務を推進するため、必要に応じて専門委員をおくことができる。

(2) 役員体制

- 1) 役員は、参事の中から 3 名以上 30 名以内の理事及び監事 2 名以内を理事会で選出し、総会の議決を得て役員として選任される。
- 2) 理事のうち理事長 1 名、特定業務執行のための常任理事若干名を理事会の決議により選任する。
- 3) 常任理事のうち理事長が指名する若干名を副理事長とし、そのうち互選により 1 名を理事長代行として選出する。理事長代行及び副理事長は理事会の決議により選任される。理事長が不在、または何らかの理由でその職務を執行できないときは理事長代行、副理事長、事務総長の順位でその職務を代行するものとする。
- 4) 7 専門部長は常任理事担当とし、当該部の推薦を受け理事会の承認を受けるものとする。
- 5) 事務総長は理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を受けるものとする。
事務総長が不在、または何らかの理由でその職務を執行できないときは総務部長がその職務を代行するものとする。
- 6) 本部の中に設けられる部の部長は原則として理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を受けるものとする。
- 7) 各支部の支部長は原則として理事の中から選出し、理事会の承認を受けるものとする。
- 8) 理事長及び常任理事は、別表に定めるとおり、定例理事会において、書面を伴って業務の執行報告を行わなければならない。
- 9) 定款の定めにより役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任は妨げない。再任時も含め、選任された役員は、当法人に対し就任承諾書を提出しなければならない。

第3章 会員

(入会、退会、休会) 第4条

- 1) 日府展への一般出品者のうち、原則として 3 回以上入選し各部の審査会で選任されたものは正会員として推挙され、理事会の承認を経て入会が許可される。
- 2) 入会を推挙されこれを受諾したものは、入会申込書に別に定める入会金及び年会費を添えて提出しなければならない。
- 3) 新会員には会員証が発行され、当法人の定款、当運営規則及び徽章が支給される。
- 4) 会員の会員証は、紛失の時は発行者に届け出なければならない。また退会等で資格を失った場合は、速やかに会員証及び徽章を返還しなければならない。
- 5) 会員は当法人の徽章を所持し、当法人に関わる催事の場合には、これを身につけなければならない。
- 6) 会員は住所等の変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。
- 7) 会員が退会しようとするときは、所属専門部長経由で退会届を提出しなければならない。
所属専門部長が受理した退会届は、その後に開催される理事会へ報告される。

8) 休会者の連続休会期間が長期に及んだ場合など、会員として在籍することが不可能であると考えられる場合は、所属専門部長の判断によりその会員を退会処分とすることができる。その場合、所属専門部長は本人に代わって退会届を理事会に提出することができる。

9) 会員が休会を希望するときは、その事由を明記した休会願書を所属専門部長に提出し、理事会で承認を受けなければならない。休会届けを2月末日までに所属専門部長に提出し、理事会で承認されたものは翌会計年度を休会扱いとする。

会計年度の途中で休会を申請し承認された場合、すでに納入された会費等は返還されない。

10) 休会中の会員は別に定めるように会費の一部が免除されるが、会員としての資格は全て停止される。

ただし下記の定期発行資料は、その都度配布される。

- | | |
|------------|--------|
| ・日府展公募ポスター | ・同出品規定 |
| ・日府展招待はがき | ・会員要覧 |

11) 休会中の会員の所属専門部長は、毎会計年度の終了時期の1ヶ月前までに、休会会員の意向を確認し、結果を総務部長に届けなければならない。

休会の連続通算期間がおよそ3年を超える会員の場合、所属部長は会員本人の意向を確認し、退会を促すことができる。

12) 休会中の会員が会への復帰を希望する場合は、その意志を所属専門部長に申請しなければならない。所属専門部長により復帰を認められた会員は、原則として休会になる前の資格に復帰することとし、所属専門部長が判断する。ただし理事が休会になった場合、復帰後の資格は参与とする。

13) やむを得ない正当な事由により下位の資格への降格を希望する場合は、所属専門部長にその旨を届け出なければならない。希望についてやむを得ないと判断した所属専門部長は、理事会に報告し承認を得なければならない。

会計年度の途中で降格を申請し承認された場合、すでに納入された会費等は返還されない。

14) 過去に当法人の会員として在籍した実績のあるものが再度入会を希望する場合は、入会申込書を提出し、希望する所属専門部長の承認を経、理事会の承認を経て入会が承認される。再入会を承認された正会員の資格は、過去に在籍したときの資格、又は一般会員の何れかから、本人の希望により選択することができる。

(会員の権利及び義務) 第5条

- 1) 正会員は定款に「絵画、彫塑、工芸、写真の分野で研究と創作に精励する者」と明記してあるとおり、作家としての自覚を持ち、あるいは作家を目指して精進しなければならない。
- 2) 正会員は別表に定める会費を納入しなければならない。決められた納入期限までに会費が納入されない場合は、別表に定める追加会費を納入しなければならない。
- 3) 正会員は会費を納入することにより、出品料を負担することなく日府展に出品することができます。

- 4) 正会員はやむを得ない事情により出品出来ない場合でも、休会が承認されない限り年会費を納入しなければならない。
- 5) やむを得ない正当な事由により所定の会費を納入することが困難な場合は、その理由を明記した会費減額願を、原則として前年度の2月末日までに、所属専門部長に提出しなければならない。
減額願を受理した所属専門部長は、第3条(1)5)に規定する人事委員会の開催を理事長に要請する。人事委員会においてやむを得ないとして承認されれば、申請に従って減額が認められ、結果は理事会に匿名で報告されるものとする。
- 6) やむを得ない事由により会費等の分割納入を希望する場合は願書を、原則として前年度の2月末日までに、所属専門部長経由で総務部に提出しなければならない。
- 7) 正会員が退会するとき、会費等の未納金がある場合は、それらを精算するまで退会は認められない。
死亡又は除名による場合も同様とする。
- 8) 正会員、特に理事以上の会員は、他団体の主催する公募展への出品を差し控えなければならない。但し、自治団体の主催展、コンクール展、海外展等はこの限りではない。
- 9) 正会員は会員証を提示することにより当法人の主催する展覧会に無料で入場できる。

(賛助会員) 第6条

- 1) 当法人の事業に賛同し後援する法人又は個人は、理事会の承認を経て賛助会員として入会が認められる。
- 2) 賛助会員は定款に定める特別会員とする。
- 3) 入会が認められた賛助会員には賛助会員証が発行される。
- 4) 賛助会員の会費は別表に定める。
- 5) 年会費を納入した法人の賛助会員には以下の特典を与える。
 - ・日府展作品集（図録）に広告を掲載する。
 - ・会費1口に付き日府展招待券4名分及び図録引換券2冊分（日府展東京会場で図録と引換）を進呈する。
 - ・ウェブサイト（日府展ホームページ）に法人名を掲載する。
 - ・賛助会員証を提示することにより、当法人の主催する有料展覧会を無料で観覧することができる。
- 6) 年会費を納入した個人の賛助会員には以下の特典を与える。
 - ・会費1口に付き日府展招待券4名分及び図録引換券2冊分（日府展東京会場で図録と引換）を進呈する。
 - ・ウェブサイト（日府展ホームページ）に個人名を掲載する。
 - ・賛助会員証を提示することにより、当法人の主催する有料展覧会を無料で観覧することができる。

7) 賛助会員は、年会費とは別に参加人数分の参加費を納入することにより、日府展東京展の授賞式・懇親会に出席することができる。

8) 賛助会員の交流と活動の活発化を目的として賛助会を設ける。賛助会の運営に関する規約は別に定める。

第4章 事業

(日府展) 第7条

- 1) 当法人の基幹事業として公募展を開催し、日本画、水墨画、洋画、彫塑、工芸、写真、国際先端表現の7部門を置く。展覧会名は日府展とする。地方展と区別して、日府展東京展と呼称する場合もある。
- 2) 一般出品者の出品料は別表に定める。
- 3) 日府展入選者は掲載料を納入のうえ、作品集掲載の決まりに従って日府展作品集(図録)に作品を掲載しなければならない。
- 4) 日府展の審査員は、各回の展覧会ごとに各専門部から数名選出し、理事会の承認を経て委嘱され、展覧会期の終了時に委嘱解除される。なお 審査員は正会員以外の者から選出することができる。その場合も、理事会の承認を得た上で委嘱するものとする。
審査等については、公正かつ厳正に行い、金品の收受、審査員による出品作品への事前指導をはじめとする不正又は不適切な行為等を行ってはならない。
- 5) 日府展への出品者のうちから作品の優秀である者を選び、別表に示す賞を授与する。いずれの賞も該当者がない場合は授賞を見送っても差し支えない。
- 6) 東京展に展示した作品の中から選抜した作品を、地方展(名古屋展)に展示する。名古屋展での展示点数は会場の事情により変わるので、選抜された作品の出品者には、直接案内が送付される。選抜された出品者は、指定された協力金を支払わなければならない。また授賞式及び懇親会に出席することが望ましい。なお、地方展の開催は事情により中止できる。
- 7) 当法人が主催又は後援する作品展への応募作品の著作権は作者に帰属するが、出品規定等に同意して応募・入選した作品については、同規定が対象とする事業に限り、その著作権は当法人に帰属する。ただし、当該応募作品のメディアへの掲載等の作者の私的利用を制限するものではない。
- 8) 会員は、希望すれば別表4に規定する範囲内で、出品料を納付することなく所属専門部以外の複数の部門への出品が認められる。ただしこの場合、所属専門部以外の部門では一般出品者として扱い、その専門部への会員推挙は行わない。
- 9) 各専門部長は理事会の承認を得て、当法人の会員以外で優秀な作品を発表し且つ当法人の趣旨に賛同している作家に、出品を依頼することができる。この場合の出品料に関しては別表に定める。また出品作品に関する規定は一般出品者と同等とする。ただし出品点数について1点を原則とするが、当該専門部長が事情により別途判断する。

(その他の事業) 第8条

- 1) 地方展は原則として開催地に属する支部が中心となり、運営・開催する。
- 2) 各専門部の部展、支部展、研修旅行等については、会費その他の諸事はその都度決め、該当する正会員は決められた会費を納入したうえ積極的に参加しなければならない。
- 3) 支部展、個展、グループ展、研修旅行等、事業の案内状は、本部及び6専門部長に送付しなければならない。

第5章 事業に関する費用

(事業及び業務に対する費用負担及び援助金) 第9条

- 1) 日府展の費用は本部が負担する。
- 2) 地方展に対してはその規模を考慮したうえで、本部から費用の一部を援助する。
- 3) 部展、支部展、研修旅行等に対しては、その規模を考慮のうえ本部から別表により援助金を支給する。
- 4) 各部の活動を援助するため、本部から各専門部へその会員数を加味し、別表により研究費を支給する。
- 5) 正会員の個展に対しては、所属専門部の規程に従い、所属専門部から研究補助費を支給する。
- 6) 企画展、グループ展等は、各専門部長の合議のうえ、本部及び専門部から援助金が支給されることがある。本部からの援助金は直後の理事会において報告、承認されなければならない。
- 7) その他特別な事情のある場合は、その都度理事長代行、副理事長及び事務総長の協議により決定し、直後の理事会において報告される。
- 8) 上記の各規定に基づき、本部から援助金、研究費等を支給された場合は、事業終了後報告書を本部まで提出しなければならない。報告書には決算報告書又は現金出納帳を添付しなければならない。

第6章 専門部

(専門部の組織及び活動) 第10条

- 1) 日本画、水墨画、洋画、彫塑、工芸、写真、国際先端表現部の各専門部には、部内で推薦された専門部長をおく。
- 2) 各専門部には以下の担当責任者をおく。
 - ・部長代行：部長を補佐し、部長に事故あるときはこれを代行する。
 - ・総務担当：部内の総務・厚生を担当し、本部総務部長と連携して当法人の適正な運営に努める。
 - ・経理担当：専門部内の経理を担当し、公正かつ透明な経理運用に務める。
 - ・事業担当：日府展の開催準備に関して事業部長を補佐し日府展の円滑な運営に努める。各

専門部展示作業に際して事業部長及び専門部長を補佐し、展覧会場及び事務所の適正な管理・運用に努める。

- ・研究担当：専門部内の研究と創作活動を担当する。また研究部長を補佐し当法人の芸術、美術に関する研究の向上、活発化に努める。
- ・出版担当：日府展作品集（図録）他の発行に際して専門部内調整を担当し、出版部長を補佐し、作品集の水準向上に努める。
- ・監査役：専門部内経理事務を監査する。

3) 各専門部は、本部から支給される補助金、研究費、及び正会員から徴収する部費並びに部展出品費等に関し、公正な扱いを定めた会計処理規則を設け、予め本部に提出しなければならない。

当該会計処理規則には、金銭の使用目的、支払費目、支払決裁書類とその手順、会計報告及び監査等について規定しておかなければならぬ。

4) 経理担当者は専門部内の収支状況を明らかにし、前項の会計処理規則に従って部費の適正な運営を図り、真実明瞭な報告を提供しなければならない。

経理担当者は部費の運用を明確にするため、現金出納帳、預貯金通帳、郵便振替受払通知票等を備え、部員又は本部から求めがあったときはこれらを開示しなければならぬ。

経理担当者は、当法人の会期に合わせて決算書類を作成し、現金実査を含む専門部内監査役の監査を受け、部内に報告すると共に本部に報告書を提出しなければならぬ。

5) 各専門部主催の展覧会等行事に関する経理は、専門部費の会計処理との関連を明確にしたものとしなければならず、行事ごとの個別経理報告書を専門部内に報告すると共に、本部に報告書を提出しなければならぬ。

第7章 慶弔

(会員等に対する慶弔) 第11条

- 1) 正会員に関する慶事及び弔事に対しては、その都度、総務部長の判断により場合に応じて慶弔の志を表す。
- 2) 正会員以外の慶弔に関しては、当法人に著しく尽力したと認められる者には、理事長代行、副理事長、事務総長及び総務部長の協議のうえ、場合に応じて志を表すことができる。
- 3) その他特別な事情のある場合は、その都度理事長代行、副理事長、事務総長及び総務部長が判断・決定する。

第8章 その他

(日府展授賞式及び懇親会) 第12条

- 1) 正会員及び一般出品者は、日府展の授賞式及び懇親会に、参加費を支払ったうえで出席することができる。また出品者の家族等関係者も、予約に限り参加費を納めたうえで出席できる。

(後援) 第 13 条

- 1) 支部展及びその他の事業で当法人の後援が必要な場合、名義後援に限り後援願を提出すれば、本部で協議のうえ許可することがある。

付則

- 1) この規則は平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
- 2) この規則は会員に配付される。
- 3) この規則の改正は理事会の決議により行われる。

別表 1 一般社団法人日本画府 役職及び業務

- 1) 当法人の役員の職位を以下のように定める。
理 事 長 当法人の業務を総理し、当法人を代表する。
理事長代行 理事長事故あるとき、その職務を代行する。
副理事長 理事長を補佐し当法人の業務に従事する。理事長の命により、特命事項を所掌する。
事務総長 本部の業務を統括する。

- 2) 本部構成及びその業務を次のように定める。

本部

- 総務部
1. 会務の推進と実行
 2. 人事に関すること及び会員の福利厚生に関すること
 3. 渉外（公的機関、美術館、美術団体等）に関すること
 4. 広報に関すること
 5. 名簿の管理・発行、会誌・新聞等の発行
 6. 理事会、総会の開催、運行及びその議事録の作成並びに管理
 7. 記録に関すること
 8. 規則類の維持、管理、啓蒙
 9. 情報連絡に関すること
 10. 理事会、本部、専門部間の調整
 11. 慶弔に関すること
 12. 法令遵守、規律維持、危機管理に関すること
 13. 事務所の管理
 14. その他の特命事項
- 経理部
1. 予算に伴う業務の経理に関すること
 2. 予算・決算に関すること
 3. 会計に関すること

- 出納部 1. 金銭等の出納、保管、管理に関すること
2. 会費等の徴収に関すること
- 事業部 1. 事業に関すること
2. 展覧会の企画、準備、開催、運営に関すること
3. 展覧会の開催に関する広報活動
- 研究部 1. 当法人の歴史に関すること
2. 芸術、美術に関する研究一般
- 出版部 1. 日府展作品集他の出版に関すること

3) 各専門部、支部組織を次のように定める。

専門部　　日本画部、水墨画部、洋画部、彫塑部、工芸部、写真部、国際先端表現部
支部　　中部支部、長野支部

別表2 定例理事会の開催時期と主要議題

開催月	定例理事会の主要議題
3月	事業報告、決算書、公募展計画等の4月総会の議案決定、理事長・常任理事の業務執行報告
7月	公募展、名古屋展総括他
10月	次年度計画他、理事長・常任理事の業務執行報告
1月	次年度事業計画・予算案審議決定

別表3 会費及び入会金

資格	入会金	年会費	休会中の会費
正会員	専務理事	120,000円	10,000円
	常任理事	90,000円	
	理事	90,000円	
	参与	10,000円	
	参事	60,000円	
	委員	40,000円	
	会員	30,000円	
	準会員	15,000円	
特別（賛助）会員	—	10,000円／口 (法人3口、個人1口以上)	[付則]

1) 優遇制度として30歳以下で正会員に推举された場合は、入会金及び年会費を減額(50%)

とし、30歳以下であるうちは年会費を減額（50%）する。但し30歳以下とは3月1日現在の満年齢をいい、その年度の入会金及び年会費に適用される。

- 2) 正会員は年会費等を4月末日までに全納しなければならない。
- 3) 前項の納入期限を過ぎて年会費等を納入する正会員に対して当法人は、規定の金額に対して状況に応じた延滞金を附加して請求することができるものとする。年会費の減額又は分割納入を認められた場合も、本規定が援用される。
- 4) 年会費は日府展に出品しない年でも納入しなければならない。
- 5) 新たに入会した正会員や上位の資格に推挙され受諾する場合は、6月末日までに所要の入会金、年会費又はその差額等を納入しなければならない。
- 6) 会費等の減額もしくは分割納入を申請する場合は、当該年度の4月末日までに申請書を提出しなければならない。
- 7) 一般出品者の資格で出品した者が推挙されて当会に入会する場合、別表3の入会金と納入済みである一般出品料の差額を納入するものとする。

別表4 日府展出品料

*詳細は出品規定で規定する。

資 格	出品料	出品数
正 会 員	会費に含む	各部門3点以内
一 般	10,000 円	3点以内
学生及び30歳以下	5,000 円	3点以内

但し年齢判定日は別表3の付則1)に同じ。

別表5 各専門部に対する研究・育成活動援助額

- 1) 研究費補助額
 1. 基本額：各部一律、会員10名まで 20,000円／年度
 2. 比例額：10名を超える会員につき 1,000円／人／年度

ここで、会員数は7月末現在の正会員数とし、休会者は含めない。

各専門部は会員数を明記した所定の研究費補助願書を、出納部長経由総務部長に提出しなければならない。
- 2) 専門部展・支部展等の援助基準

専門部展、支部展は年1回を限度として下記を本部から支給する。

専門部展：20,000円

支 部 展：20,000円

援助を受けようとする各専門部又は支部は開催案内状を附した補助願書を出納部長経由で総務部長に提出しなければならない。
- 3) 個展に対する各所属部からの援助に関しては、各専門部の規程に従う。

別表6 当法人会員以外の作家に出品を依頼する場合の出品料等

種別	出品料	図録掲載料
招待出品	無料	無料
賛助出品	一般出品者の半額	一般出品者の半額

但し作品輸送費等は出品者本人の負担とする。

別表7 賞の種類、授賞基準

種類	賞名	授賞基準	本数
交付賞	文部科学大臣賞	全ての出品作品の中で、極めて優れた作品に授与する	1
	文化庁長官賞	全ての出品作品の中で、極めて優れた作品に授与する	1
	東京都知事賞	全ての出品作品の中で、極めて優れた作品に授与する	1
	長野県知事賞	全ての出品作品の中で、極めて優れた作品に授与する	1
	東京新聞賞	全ての出品作品の中で、極めて優れた作品に授与する	4
内部賞	三鈴賞	業績と貢献度を考慮し、原則として1名を限度として選出する。	
	記念賞	記念展において、永年にわたる功労者を対象に、各部から原則として1名を限度として選出する	
	日府賞	原則として参事以上を対象とし、極めて優れた作品に対し、各部から原則として1名を限度として授与する	
	日府努力賞	全ての出品者を対象とし、優れた作品に授与する	
	日府奨励賞	全ての出品者を対象とし、優れた作品に授与する	
	新人賞	一般出品者、会員、準会員のうち、初出品から3回以内の優れた作品に授与する	
スポンサー賞	全日本美術新聞社賞	全ての出品作品の中で、極めて優れた作品に授与する	2
	クサカベ賞	全ての出品作品の中で、極めて優れた作品に授与する	2
	加藤文明社賞	全ての出品作品の中で、極めて優れた作品に授与する	2
	アート企画賞	全ての出品作品の中で、極めて優れた作品に授与する	2
名古屋展交付賞	中日賞	名古屋展出品作品の中で、極めて優れた作品に授与する	1
	東海テレビ賞	名古屋展出品作品の中で、極めて優れた作品に授与する	1
	東海ラジオ賞	名古屋展出品作品の中で、極めて優れた作品に授与する	1
	愛知県知事賞	愛知県に在住する者の作品の中で、極めて優れた作品に授与する	1
	愛知県教育委員会賞	愛知県に在住する者の作品の中で、極めて優れた作品に授与する	1
	岐阜県知事賞	名古屋展出品作品の中で、極めて優れた作品に授与する	1
	名古屋市長賞	名古屋展出品作品の中で、極めて優れた作品に授与する	1

注1) 表記載の交付賞またはスポンサー賞の全てが毎回設定されるものではない。

注2) 名古屋展交付賞は、名古屋展を開催しない場合は、交付されない。